

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月 5 日
【会社名】	株式会社メディア工房
【英訳名】	Media Kobo, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長沢 一男
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目15番 9 号
【電話番号】	03-5549-1804
【事務連絡者氏名】	取締役 長沢 和宙
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木七丁目15番 9 号
【電話番号】	03-5549-1804
【事務連絡者氏名】	取締役 長沢 和宙
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価格修正条項付新株予約権付社債権等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 400, 047, 600円 第 4 回新株予約権証券 2, 668, 698円 新株予約権の発行価額の総額に新 株予約権の行使に際して払い込む べき金額の合計額を合算した金額 602, 740, 098円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発 行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金 額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予 約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予 約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1, 028, 400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行については、2026年10月 5 日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	1, 028, 400株	400, 047, 600	200, 023, 800
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	1, 028, 400株	400, 047, 600	200, 023, 800

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、200, 023, 800円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
389	194. 5	100株	2026年10月21日	—	2026年10月21日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社とULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC(以下「UCI社」又は「割当予定先」といいます。)との間で、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 4 本有価証券届出書の効力発生後、UCI社から申込みがない場合は、本新株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メディア工房 経営企画部	東京都港区六本木七丁目15番 9 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 赤坂支店	東京都港区新橋 1 丁目16番 4 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第 4 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	15,426個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	2,668,698円
発行価格	新株予約権 1 個につき173円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり1.73円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年10月21日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メディア工房 経営企画部 東京都港区六本木七丁目15番 9 号
払込期日	2026年10月21日
割当日	2026年10月21日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店 東京都港区新橋 1 丁目16番 4 号

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。)については、2026年10月 5 日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価格修正条項付新株予約権付債権等の特質	1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式1,542,600株、割当株式数(本欄第5項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。なお、本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式(2026年10月5日現在171,144株)を交付する可能性がある。 2. 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、当初389円に固定されているが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正することができる(以下、「修正後行使価額」という。)。但し、修正後行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとはしない。また、行使価額修正の効力は、当該取締役会決議に係る通知が新株予約権者に到達した日の翌々取引日において発生する。 3. 行使価額の修正頻度：本欄第2項に記載の当社取締役会の決議が行われる都度、修正される。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。 4. 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議の直前取引日の終値の70%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)である303円(以下、「下限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。)とし、修正後行使価額がこれを下回る場合は、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、行使価額の上限は設定されていない。 5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,542,600株(2026年10月5日現在の発行済株式総数(11,300,000株)に対する割合は13.65%)、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株で確定している。 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：470,076,498円(但し、本新株予約権は全部又は一部行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社メディア工房 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,542,600株とする(割当株式数は100株とする。)。但し、本項第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「当初行使価額」という。)は、2026年10月5日付の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に90%を乗じた389円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項の規定に定めるところに従い修正または調整されるものとする。 3. 行使価額の修正 当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日時価」という。)に修正することができる。ただし、修正基準日時価が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。 4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{1 \text{株あたりの時価}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対して株式報酬として当社普通株式を発行する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ② 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

	調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	602,740,098円 (注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月21日から2028年10月20日(但し、2028年10月20日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディア工房 経営企画部 東京都港区六本木七丁目15番9号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 赤坂支店 東京都港区新橋1丁目16番4号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2026年10月5日)時点における当社発行済株式総数(11,300,000株)の10%(1,130,000株)(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 ① 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 ⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 ⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、創業当初よりすべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、積極的かつ継続的な取引をしたいと考えていただける企業で有り続けることを経営の基本方針とし、企業理念である

「VALUE YOUR LIFE with Global Human Communication. (デジタルコミュニケーションを通じて人々を心から楽しませ、不安や悩みを解決する一助となり、世界的に人々が豊かな人間関係を構築し社会がよりよくなるきっかけとなる)」を、事業を通じて実現すべく、事業活動を行っております。

当社は、2006年9月に当時の東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、「占い」を中心とするデジタルコンテンツの企画・制作・配信を通じ、主に女性ユーザーの悩みに寄り添い、その解決の一助となるサービスを提供することで成長してまいりましたが、近年、当社グループの属するデジタルコンテンツ業界においては、広告市場の変化や、生成AI技術の急速な普及等により、市場環境及び競争環境が大きく変化しております。特に、生成AIを利用したサービスの普及は、様々な面において人々の情報への接し方に変化と多様化をもたらしており、当社が運営する「占い」事業においても、従来型のデジタルコンテンツやチャット占いサービスについては、その内容、集客手法及び収益構造等の見直しが必要となっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、占い分野において長年にわたり蓄積してきた知見、コンテンツ、占い師とのネットワーク並びにユーザーの嗜好・行動に関するデータを重要な経営資源と位置付け、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、電話・チャット・対面鑑定、イベント及びグッズ販売等、生成AIに代替されにくい人間的価値を有するサービス領域を強化することにより、収益基盤の再構築に取り組んでおります。

しかしながら、足元の業績につきましては、2026年8月期第3四半期連結累計期間(自2025年9月1日至2026年5月31日)の売上高は1,220百万円(前年同期比14.2%減)、営業損失は396百万円(前年同期は営業損失106百万円)、経常損失は400百万円(前年同期は経常損失117百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は353百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失193百万円)となっており、また、2026年5月31日現在の現金及び預金残高については962百万円(前連結会計年度末比39.7%減少)、純資産については、586百万円(前連結会計年度末比17.1%減少)と、いずれも減少しております。これは、主力である占いコンテンツ及びチャット占いサービスの利用動向が低調に推移したことに加え、データ・テクノロジー事業における採用費及び人件費、システム開発に係る業務委託費並びにIR強化に向けたコンサルタント費用、本店オフィスの移転費用及び中間株主優待の導入に伴う費用等が発生したことによるものです。

当社グループは、このような状況を踏まえ、2026年6月3日付「コスト削減等の施策の実施及びこれに伴う特別損失の計上並びに通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり、既存事業の収益力回復及び中長期的な成長基盤の構築を目的として、事業構造改革を推進しており、不採算事業及び施策の整理・縮小、業務委託費の見直し、生成AIを活用した業務の内製化並びに人員及び経営資源の適正配置等に取り組んでおります。

当社グループでは、これらの施策により、2027年8月期において年間約220百万円の費用削減効果を見込んでおりますが、その効果が通期で発現するまでには一定の期間を要する見込みです。また、当社グループが収益力の回復及び中長期的な成長を実現するためには、単に費用を削減するだけでなく、収益性の高い既存コンテンツのリニューアルや、著名な占い師等を起用した競争力のある新規コンテンツの制作を進めるとともに、電話・チャットによるサービスやイベント等における対面鑑定の領域では、相談者の心情や状況を丁寧にくみ取り、継続的な信頼関係を構築する等、生成AIでは代替されにくい人間ならではの価値を磨き、サービスの高付加価値化を図る必要があります。さらには、SNS・YouTube等を活用した集客導線の構築、生成AIを活用した業務効率化並びにサービス基盤の整備等、選択的かつ機動的に経営資源を投下する必要があります。

加えて、足元における損失の計上及び現金預金の減少を踏まえると、上記の事業構造改革及び収益回復施策を着実に実行しながら、事業運営に必要な手元流動性を確保し、財務基盤の安定性を維持することが重要な経営課題となっております。

以上により、当社は、今後の事業運営に必要となる運転資金、並びに既存事業の収益回復及び成長領域への投資を実行するための資金を確保するために、資金調達を実施する必要があると判断いたしました。調達する資金については、「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載する各資金使途に充当する予定です。

なお、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の合計数は2,571,000株であり、2026年10月5日現在の当社の発行済株式総数11,300,000株に対して22.75%、同日現在の当社の総議決権数111,220個に対して23.12%の希薄化が生じる見込みです。しかしながら、調達資金を手元流動性の確保、事業構造改革の着実な遂行、既存事業の収益力回復及び中長期的な成長に向けた施策に充当することにより、財務基盤の安定化及び収益構造の改善を図ることが可能となります。これらの施策は、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達による希薄化の規模を考慮しても、合理性があるものと判断しております。

また、割当予定先からは、本資金調達により取得する当社普通株式について、純投資を目的としており、当社の経営に介入する意思を有していないこと及び市場動向に配慮しながら売却する方針である旨を口頭で確認しております。2026年8月31日現在における当社の流通株式比率は34.06%(※)であり、現時点ですでに東京証券取引所グロース市場の上場維持基準である25.00%に適合しておりますが、割当予定先による当社普通株式の売却が行われた場合には、当社株式の流通株式数及び流動性の向上に一定程度寄与する可能性があると考えております。

※2026年8月末時点株主名簿をもとに自社にて算出。

(2) 本新株予約権の概要について

本新株予約権は当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる以下の特徴があります。

① 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から6か月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6か月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続にかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

当社は当該修正決議が可能となった時点で、当社の株価水準や資金ニーズに応じて、行使価額の修正を検討のうえ、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行った場合、当社は速やかに当該行使価額の修正について開示いたします。

② 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2026年10月5日)時点における当社発行済株式総数(11,300,000株)の10%(1,130,000株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期的に大量保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

③ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④ 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1か月前の時点(2028年9月20日)で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑤ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本新株予約権の第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

⑥ 行使要請通知

当社は、2026年10月21日から2028年9月19日までの期間内の取引日であって、行使要請通知を行った日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の有効な行使価額の140%以上となっている日において、割当予定先に対し、1回あたり2,000個を上限として、本新株予約権の行使の指示を行うことができ、当該指示に従い割当予定先は行使を行う義務があります。なお、行使要請通知は前回の行使要請通知から20営業日を経過していなければ行うことはできません。

また、本スキームには、下記「(本資金調達方法の主な留意事項)」に記載した留意事項がございますが、上記に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から当社にとって下記に記載のデメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

(3) 本新株式並びに本新株予約権の発行による資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが当社の採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、借入、新株予約権付社債、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等による資金調達手段を検討いたしました。

公募増資については、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなる恐れがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、調達の実現可能性、準備期間及びコスト等の面で不確実性があるため、この度の資金調達方法として不適当であると判断いたしました。

借入については、一時に資金を調達できる反面、資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となり、財務健全性指標が低下するため、この度の資金調達方法として不適当であると判断いたしました。

また、前回と同様に新株予約権付社債についても検討いたしましたが、転換が進まない場合は、満期までに償還することが求められること、調達額が負債となるため財務健全性が低下することなどから今回は採用しないことといたしました。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等については、継続して株価の下落圧力に繋がる可能性が高いことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(4) 本資金調達方法の主な特徴

本資金調達方法については、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせで行うものであり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において当社が採り得る他の資金調達手段と比較して、優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が引受予定先に求めた点は、①純投資であること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと、⑥当社グループの事業収益の向上及び企業価値の向上に向けた継続的な関係性を検討できること等であります。UCI社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は中期保有を前提とした純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が本新株式の払込価格及び行使価額を上回らない場合、本新株式の売却及び本新株予約権の行使は行わず、本資金調達がもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるUCI社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期的に大量保有しないことを担保するため、本新株予約権の行使によりUCI社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(2026年10月5日)時点における当社発行済株式総数(11,300,000株)の10%(1,130,000株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株式の割当及び本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の22.75%(2,571,000株)であり、割当予定先による本新株式の割当及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の14日前までにUCI社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、払込価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。そのため、新株予約権の行使主体及び行使機会を幅広く確保することができるとともに、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となり、新株予約権の行使の蓋然性を高めること、資金調達の柔軟性を確保することが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、前述の「(2) 本新株予約権の概要について」に記載した特徴を盛り込んでおります。

(本資金調達方法の主な留意事項)

本資金調達方法には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(2) 本新株予約権の概要について」及び「(4) 本資金調達方法の主な特徴」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

① 本新株予約権の行使

本新株予約権は、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上本新株予約権による資金調達ができない仕組みとなっております。
- (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
- (ウ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

② 本新株式の割当又は本新株予約権の行使による株価への影響

割当予定先は、本新株式の割当又は本新株予約権の行使により取得する当社株式を中期保有を前提とする方針である旨の意向を表明しておりますが、当社株価相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合があることを伺っております。そのため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。なお、割当予定先からは、本新株式を売却する場合、可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨をあわせて伺っております。

③ 失権リスク及び本新株予約権の未行使リスク

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 f. 払込に要する資金等の状況」に記載のとおり、本有価証券届出書提出日において、割当予定先は本新株式の払込み並びに本新株予約権の引受け及び行使に必要な現金及び預金を調達しておらず、後日締結予定の金銭消費貸借契約書に基づく借入金を支払原資にすると伺っております。そのため、割当予定先が資金を調達できなかった場合、払込期日において払込みがなされず失権する可能性があり、また、本新株予約権が行使されない可能性があります。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできません。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、本新株予約権の発行要項第12項に定める行使期間中に本新株予約権の発行要項第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて本新株予約権の発行要項第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下、「指定口座」という。)に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
7. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
9. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし。
10. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 002, 787, 698	49, 000, 000	953, 787, 698

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(400, 047, 600円)、本新株予約権の払込金額の総額(2, 668, 698円)並びに本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(600, 071, 400円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、第三者算定機関に対する新株予約権評価費用、登記関連費用、ファイナンシャルアドバイザーに対するアドバイザー報酬及び紹介手数料、その他諸費用であります。なお、本資金調達においては、割当予定先の紹介者兼ファイナンシャルアドバイザーとの間で業務委託契約を締結しております。ファイナンシャルアドバイザーの詳細は次のとおりです。

社名：株式会社サンライズ

所在地：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号 FMビル4F

代表者：代表取締役 行木明宏

契約の概要：当社の資金調達に関し、資金提供先の紹介、交渉支援及び進行管理等を委託する成功報酬型のアドバイザー契約であります。契約期間は締結日から1年間で、期間満了日の1か月前までに更新しない旨の书面通知がない場合は、さらに1年間、同条件にて自動更新されます。

- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

具体的な使途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
① 第1回新株予約権付転換社債の償還	300	2026年10月～2027年8月
② 運転資金	53	2026年10月～2027年8月
合計	353	—

(注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

- 本資金調達の発行諸費用については、本新株式の発行により調達する資金より充当いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

具体的な使途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
③ 占いイベント及びグッズ販売事業準備資金	60	2026年10月～2028年8月
④ 通話型WEBサービスの運転資金及び広告宣伝費	240	2026年10月～2030年8月
⑤ M&A及び資本業務提携資金	300	2028年10月～2030年8月
合計	600	—

(注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

- 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少いたします。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。この場合、手持ち資金又は他の資金調達により充当し、又は中止・規模縮小等により対応する予定であります。

- 上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記③④⑤の順に充当いたします。

(具体的な使途について)

① 第1回新株予約権付転換社債の償還(300百万円)

当社は、2025年6月10日付でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)に対して第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、資金調達を行っておりますが、今般、当社の今後の事業戦略、必要資金の規模及び時期、資本政策並びに資金調達手段について改めて検討した結果、UCI社を割当予定先とする本資金調達を実施することが、当社の今後の事業成長及び財務戦略に資するものと判断し、既存の新株予約権及び社債の発行要項の定めに基づき、マイルストーン社が保有する既存新株予約権6,400個を取得し、取得後直ちにその全部を消却するとともに、既存社債の未償還残高

300,000,000円を期限前償還することといたしました。

本資金調達においては、本新株式を発行する予定であり、これにより当社は、払込時点において400,047,600円を確実に調達し、本書に記載する資金使途に必要な資金を早期に確保することができる見込みです。

また、本資金調達においては、UCI社との継続的な関係構築を通じて、当社グループの事業収益の向上及び企業価値の向上につなげることを企図しております。具体的には、今後、同社との間で、両社の経営資源、事業上の知見及びUCI社の中東諸国をはじめとする海外のネットワークを活用した、当社事業の海外展開等の可能性について協議を進めるとともに、同社が投資その他の関係を有する事業会社等の紹介を受けることにより、当該事業会社等との協業、新規事業の創出、販売経路の拡大その他の事業機会の獲得につなげることを期待しております。

これらを踏まえ、当社では、既存新株予約権の取得及び消却による潜在株式の整理、既存社債の期限前償還による負債の圧縮並びにUCI社との関係構築による事業機会の拡大を総合的に勘案した結果、これらを一体として実施することが、新たな事業成長に向けた資金及び事業上の協力関係を確保する最も適当な手段であると判断いたしました。

なお、既存新株予約権の取得及び消却並びに第1回新株予約権付社債の償還により、第3回新株予約権に係る潜在株式640,000株及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式631,560株は消滅します。その一方で、本資金調達により、本新株式1,028,400株及び本新株予約権に係る潜在株式1,542,600株が新たに生じることとなります。

また、本日現在において、海外取引先の紹介、同社に關係する事業会社等との具体的な業務提携その他の協業に関して協議し、決定した事実はありませんが、今後、具体的な提携又は協業について開示すべき事項が決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上により、今回の調達資金のうち300百万円を、第1回新株予約権付転換社債の償還として充当する予定であります。

② 運転資金(53百万円)

当社グループの足元の決算実績は、2026年8月期第3四半期連結累計期間(自2025年9月1日至2026年5月31日)の経営成績は、売上高1,220百万円(前年同期比14.2%減)、営業損失396百万円(前年同期は営業損失106百万円)、経常損失400百万円(前年同期は経常損失117百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失353百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失193百万円)、当第3四半期連結累計期間末における現金及び預金残高は962百万円(前連結会計年度末比39.7%減)と減少しております。

このような状況を踏まえ、2026年5月以降、当社では、既存事業の収益力回復と中長期的な成長基盤の構築を目的として、事業構造改革(リストラクチャリング)を推進し、不採算事業の整理・縮小、業務委託費の見直し及び生成AIを活用した業務の内製化を進めるとともに、経営資源を収益性の高い既存事業及び成長が期待される事業へ重点的に配分する体制への転換を図っております。

事業構造改革による収益改善及び資金支出の削減効果は徐々に顕在化するものと見込んでおりますが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立には一定の期間を要する見込みであり、各事業の安定的な運営を維持しつつ、事業構造改革を着実に進めるためには、短期的な手元流動性を確保する必要があると判断しております。従って、2027年8月期においては、当社グループの事業を継続的に運営するための運転資金の一部を本資金調達により賄う予定です。具体的には、主として管理部門等の非収益部門に係る人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、支払手数料、地代家賃その他の一般管理費等に充当する予定です。これにより、当面の資金繰りの安定性を確保しつつ、既存事業の安定運営、収益基盤の強化及び財務基盤の改善を図ってまいります。

以上により、今回の調達資金のうち53百万円を、運転資金として充当する予定であります。なお、運転資金については、前回資金調達により調達した資金の一部を合わせて充当する見込みです。詳細については、「＜直近の資金調達及び調達資金の充当の状況＞」をご参照ください。

③ 占いイベント及びグッズ販売事業準備資金(60百万円)

当社では、現在次の2つの新規サービスを企画・推進しております。

a. 法人向け占いイベント・集客支援サービス

当社の強みの一つである、300名以上の占い師との業務委託関係を生かし、事業会社が商業施設等で開催す

る、販売促進、会員獲得及び来場促進施策のイベントにおいて、来場者に対面占い鑑定体験を提供し、当該体験を契機として、法人顧客の商品・サービスへの関心を高め、会員登録・入会その他の顧客獲得につなげる法人向けの占いイベント・集客支援サービスの展開を進めております。本サービスの推進においては、イベント企画・運営人員の確保及び育成に係る費用、占い師のキャスティング及び出演に係る費用、イベント会場において使用する什器・備品・デジタル機器等の取得又は賃借費用、ポスター、フライヤー、のぼりその他の告知物・販促物の制作費用並びにサービスの認知度向上及び法人顧客の獲得に向けた営業促進費用が生じる見込みです。

b. 推し活関連ブランド事業(グッズ販売事業)

当社が長年にわたり培ってきた占い・開運に関する企画力と、近年広がりを見せている「推し活」に関する消費需要を組み合わせた新たなブランドとして、「OSHINITY(オシニティ)」の展開を進めております。本ブランドでは、「推し活×開運×ガチャ」をコンセプトとして、推しのイメージカラーや占い・開運要素を取り入れた商品等を企画・販売することを予定しております。本サービスの推進においては、商品の企画・デザイン及び試作品の制作、商品製造・仕入れ及び在庫の確保、パッケージ及び販売促進物の制作、ECサイトその他の販売基盤の構築並びに販売・運営体制の整備に係る費用が生じる見込みです。

当社ではこれら2つの新規サービスにより、当社がこれまで占いコンテンツ事業を通じて獲得してきた顧客層に加え、新たな顧客層の獲得を図るとともに、デジタルコンテンツ以外の収益機会を創出することを目指しております。

以上により、今回の調達資金のうち60百万円を、2つの新規サービス推進に係る準備資金として充当する予定であります。なお、これらの新規サービスは、法人向け占いイベント・集客支援サービスにおけるイベント会場で「OSHINITY」のグッズを販売する等、顧客の相互送客、共同での広告宣伝等が生じることを想定しているため、事業ごとの充当金額については記載しておりません。

④ 通話型WEBサービスの運転資金及び広告宣伝費(240百万円)

当社では、生成AI技術の発展によりデジタルコンテンツサービスにおける差別化が難しくなる中、人と人とのコミュニケーションを通じて生まれる感情的なつながりや、一人ひとりの状況に応じた対話による体験価値、悩みに対する伴走者としての人の存在が、今後一層重要になるものと考えています。このような認識の下、当社では、ユーザーが占い師等のキャストと電話・チャットを通じて直接、双方向にやり取りできる1対1向けの通話型Webサービスの運営体制を強化するとともに、サービスの認知度向上及び新規ユーザーの獲得を目的とした広告宣伝を推進する方針です。

以上により、今回の調達資金のうち240百万円を、本サービスの運転資金(40百万円)及び広告宣伝費(200百万円)として充当する予定であります。なお、本サービスは、「占い」と「非占い」に分けられており、当社の事業セグメント上は、「占い」関連のサービスは「占い事業」に、「非占い」関連のサービスは、「データ・テクノロジー事業」に属しておりますが、当該サービスを推進する人員は、1部署に所属し、各サービスの運営を兼務することがございます。運転資金、広告費のいずれも、各サービスの運用状況に応じて適時配分することから、運転資金及び広告費について区分することが困難でありますため、事業セグメントに応じた金額の記載は行っておりません。運転資金の内容は、主にサービス強化に向けて見込まれる人件費の増加分であります。

⑤ M&A及び資本業務提携資金(300百万円)

直近の業績において、2期連続で業績赤字を計上していることから、M&Aについては足元業績の立て直しを優先し、検討を行っておりませんが、当社は、2028年8月期(自2027年9月1日至2028年8月31日)を目途として、資金使途①から④に記載の取り組みを行い、既存事業の収益体制の改善及び新規事業の立ち上げによる収益改善を進め、2029年8月期(自2028年9月1日至2029年8月31日)以降、当社グループの事業領域とのシナジーが見込まれる企業等に対するM&A又は資本業務提携を実施することにより、収益基盤の拡大及び中長期的な企業価値の向上を図る方針です。

対象としては、データマーケティング事業、イベント企画事業又はIPを保有する企業等を中心に、上場企業を含む国内外の企業を想定しております。対象会社の事業内容、企業規模、売上規模及び成長可能性、当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、当社の財務状況並びに投資採算性等を総合的に勘案し、当社グループの企業価値向上に資すると判断した案件について検討してまいります。

なお、現時点において具体的に検討している案件はありませんが、1件当たりの投資金額は100百万円から500百万円程度を想定しております。実際の投資金額は、案件の規模及び戦略的重要性並びに本新株予約権の行使状況及びこれによる調達額等を踏まえて決定いたします。また、1件当たりの投資金額が300百万円を超える場合、その超過額については、自己資金又は借入金により対応することを想定しております。

以上により、今回の調達資金のうち300百万円を、M&A及び資本業務提携に充当する予定です。今後、具体的な資金使途、投資対象、投資金額その他開示すべき事項が決定した場合には、速やかに開示いたします。

<直近の資金調達及び調達資金の充当の状況>

当社は、2025年6月10日を割当日として、第3回新株予約権(以下、「第3回新株予約権」といいます。)及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「第1回新株予約権付社債」といいます。)を発行し、中長期的な企業価値向上を目指して、収益基盤の再構築と業容拡大に向けた資金調達(以下、「前回資金調達」といいます。)を行いました。調達資金の充当状況は次のとおりです。

(前回資金調達の状況)

払込金額の総額 (百万円)	2026年9月末時点調達額(百万円)
1,107	782
	(内 第1回新株予約権付社債の発行による調達 300)
	(内 第3回新株予約権の行使による調達 482)

- ※1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の発行価額の総額(300,000,000円)、第3回新株予約権の払込価額の総額(4,901,000円)並びに第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(802,750,000円)を合算した金額であります。なお、第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての第3回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 当社は、2026年3月18日付「第三者割当による第3回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ」で公表のとおり、同日開催の取締役会で、第3回新株予約権の行使価額を当初行使価額475円から、422円に修正しております。なお、当該修正は、発行要項第10項に規定された「行使価額の修正」条項の適用によるものであります。
3. 2026年9月末日から本届出書提出日現在までに前回資金調達に関して調達した資金はございません。

(前回調達資金の資金使途の変更)

1. 変更の理由

本資金調達に伴う資金使途の検討において、前回資金調達の資金使途についてもあわせて見直しを行ったところ、資金使途として予定していた各システム・サービスの開発費及び広告宣伝費については、当初計画を大幅に下回る見込みとなりました。そのため、前回資金調達により調達した資金のうち、本書提出日現在における未充当分については、「2. 変更の内容」及び、2026年10月5日付で東京証券取引所に開示の「第3回新株予約権の取得・消却及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還(予定)並びに資金使途の変更並びに第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、その資金使途及び使用時期を変更することといたしました。

具体的な使途ごとの状況及び変更の理由については次のとおりです。

① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費

既存事業である占いデジタルコンテンツの挺入れ等を優先して社内リソースを割当てた結果、システム開発が後ろ倒しとなっております。また、これに伴い広告宣伝費の支出時期も後ろ倒しとなっております。なお、本資金調達に伴い計画の見直しを行った結果、AIを使用した開発ツール等の目覚ましい進化により、開発費の大幅な圧縮が見込まれております。また、広告宣伝費については、メディア出向等を検討しておりますが、BtoB向けの営業体制の構築が進んでいることから、足元においては営業活動を中心として顧客を獲得し、利用実績を積むことを優先し、広告宣伝費については、資金調達の充当項目から除くことといたしました。

② 肌アプリ(仮称)広告宣伝費

「肌アプリ(仮称)」については、正式サービス名称を「美肌ナビ」としてリリースいたしましたが、2025年8月期決算において、ソフトウェアに係る減損損失114百万円を特別損失として計上しております。これは、リリース時期の後ろ倒しに伴い、収益化の時期に当初計画とのずれが生じていることに加え、当社の財務状況及びリソース配分を踏まえ、より高いリターンを目指す観点から、一時的に事業の推進速度を緩やかにすることとしたためです。これにより、2026年9月末時点における広告宣伝費の支出は僅かとなっております。なお、今後は、技術の進展、市場動向及びパートナーシップの可能性等を総合的に評価した上で、「美肌ナビ」の最適な事業展開の方向性を判断し、その方針に応じて、ユーザー獲得等を目的とした広告宣伝(主としてデジタル広告及びインフルエンサー広告等)を実施する予定であることから、現時点においては広告宣伝費の支出予定時期を2028年9月から2030年8月までとし、その充当予定額についても、大幅に減額し、他の資金使途との比較における優先順位を繰り下げております。

③ AI占いサービスシステム開発費・広告宣伝費

既存事業である占いデジタルコンテンツの艇入れ等を優先して社内リソースを割当てた結果、システム開発が後ろ倒しとなっております。また、これに伴い広告宣伝費の支出時期も後ろ倒しとなっております。なお、本資金調達に伴い計画の見直しを行った結果、AIを使用した開発ツール等の目覚ましい進化により、開発費の大幅な圧縮が見込まれております。一方、広告宣伝費について強化する予定です。

④ 営業体制構築(採用費及び人件費)

おおむね順当に進んでおりますが、昨今の人手不足に伴い人材獲得競争が先鋭化しており、採用費及び人件費が上昇していることから、充当予定額を増加いたします。

なお、当社では、2026年11月5日時点で存在する未行使分の第3回新株予約権を全て取得・消却し、2027年8月31日までに第1回新株予約権付社債の全てを償還する予定です。当該未行使分の第3回新株予約権に係る調達見込額は270百万円であり、取得・消却後は追加調達が行われないため、前回資金調達の最終調達額は782百万円となる見込みです。したがって、変更後の内容は、最終調達額である782百万円から発行諸費用の概算額12百万円を控除した差引手取概算額770百万円の資金使途を記載しております。

※ 270百万円は調達見込額であり、自己取得に要する支出額ではありません。

2. 変更の内容

具体的な使途	変更前 (百万円)	変更後 (百万円)	2026年10月5日 時点充当額 (百万円)	充当時期
① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費	300	75	39	2025年7月 ～2028年8月
② 肌アプリ(仮称)広告宣伝費	495	65	4	2025年7月 ～2030年8月
③ AI占いサービスシステム開発費・広告宣伝費	150	124	10	2025年6月 ～2030年8月
④ 営業体制構築(採用費及び人件費)	150	176	103	2025年6月 ～2027年8月
⑤ 運転資金(※)	—	330	—	2026年9月 ～2027年8月
合計	1,095	770	156	—

※1. 前回調達時想定の子な支出予定時期は、2025年7月から2028年8月であります。

2. 変更に伴い生じた新たな資金使途項目であります。なお、資金使途とした理由については、「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途(具体的な使途について) ② 運転資金」に記載のとおりです。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 株式及び新株予約権証券の割当予定先の概要

名称	ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC
本店の所在地	アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 アル・バルシャ1地区 ヘリテージ・ビルディング オフィス番号 601-58 (アブドゥル・ラフマン・ハッサン・モハメド・アル・ロスタマニ所有)
国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	猪瀬 拓一 大阪府大阪市浪速区
代表者の役職及び氏名	Director Takahiko Amesaka(雨坂 孝彦)
資本金	300,000UAEディルハム (日本円:約12.8百万円、2026年8月3日時点: 1 UAEディルハム= 42.8円で換算)
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	雨坂 孝彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、事業の進捗に伴う機動的かつ確実な資金調達手法について継続的に検討を進める中で、当社の事業内容や経営方針に対する深い理解と尊重が得られること、適時かつ確実な資金確保が可能であること、並びに当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることを重視し、複数の事業会社や投資会社等と協議・交渉を行ってまいりました。

このような中、2026年6月に、当社代表取締役である長沢一男が、知人の紹介を通じて知り合った独立系ファイナンシャルアドバイザーであり、株式会社サンライズ(所在地：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号 FMビル4F)の代表取締役である行木明宏氏から、同氏の知人である雨坂氏の紹介を受け、面談を行うにいたしました。これを契機に、同社との間で、当社グループの経営課題や成長戦略、本資金調達の目的及び資金使途等について複数回にわたり協議・交渉を重ね、その結果、当社グループの事業内容、経営方針及び成長戦略について十分な理解が示されるとともに、当社の事業の進捗及び資金需要に応じた機動的な資金調達の必要性についても理解が得られました。加えて、当社の資金需要に可能な限り柔軟に対応する意向が示されたことから、本資金調達の実施に向けた合意に至りました。

割当予定先であるUCI社は、2025年10月に雨坂甲氏(同社現代表取締役 雨坂孝彦氏の父)により設立された投資会社です。同社は、アラブ首長国連邦の王族を含む投資家等から支援を受けており、暗号資産をはじめとする金融資産の投資・運用知見に加え、中東地域におけるマーケティング知見及び現地の金融機関・投資家・事業会社等との広範なネットワークを有しております。

当社は、本資金調達を端緒として、今後、UCI社の中東諸国をはじめとする海外のネットワーク、両社の経営資源や知見を活用した、当社事業の海外展開の可能性等を協議するとともに、UCI社が支援・出資する国内外の事業会社等の紹介を受けることで、各種協業、新規事業の創出、並びに販売経路・顧客基盤の拡大等の事業機会を獲得するなど、同社との継続的な関係の構築が、当社グループの事業収益及び企業価値の向上に資することを期待しております。(※)

以上の点を踏まえ、既存新株予約権の自己取得・消却による潜在株式の整理、既存社債の期限前償還による有利子負債の圧縮を総合的に勘案した結果、既存の資金調達手法を整理した上でUCI社を割当予定先として選定することが、当社に必要な資金を適時に確保し、財務基盤の強化及び中長期的な成長に最適な手段であると判断いたしました。

※本日現在、UCI社及び同社の関連会社等との間で具体的な業務提携等を決定した事実はありません。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

d. 割り当てようとする株式の数

① 本新株式

UCI社に割り当てる本新株式の総数は1,028,400株であります。

② 本新株予約権

UCI社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は1,542,600株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるUCI社との間において、保有方針に関する特段の合意及び取決めは締結しておりませんが、当社代表取締役の長沢一男が、同社代表(役職: Director)の雨坂氏に口頭で確認したところ、本新株式及び本新株予約権の発行について、当社の企業価値向上を目的とした純投資であり、大株主として長期保有することを主たる目的とするものではない旨の意向を得ております。なお、当社では数年～10年未満の保有を中期保有期間、10年以上の保有を長期保有の目安と考えております。

また、同社からは、当社株式相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合があること、本新株式を売却する際には、株式流動性の向上及び予期せぬ第三者への株式分散等を防止する観点から、相対取引ではなく、市場動向や出来高に十分配慮した上で市場売却を行う方針である旨をあわせて伺っております。

更に、本新株予約権には取得条項を付すこととしており、今後の環境変化等に伴い当社がより好条件な資金調達手法を選択可能となった場合には、迅速に買戻し(取得・消却等)を実行できる柔軟性を確保しております。

加えて、当社は割当予定先より、払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、2025年10月7日に設立され、設立後最初の決算期を迎えておりません。

そのため当社は、UCI社より、2026年9月10日付でEmirates Islamic Bankの銀行融資証明の提出を受け、また2026年10月14日にEmirates Islamic Bankと金銭消費貸借契約を締結する予定であることを伺っております。かかる金銭消費貸借契約の締結は本有価証券届出書の提出が条件となっているとのことです。これらを踏まえ、UCI社による本新株式の払込み及び本新株予約権の引受け並びに行使に必要な現金及び預金の確保に問題はないものと判断しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるUCI社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表者兼唯一の出資者である雨坂氏が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社TMR、東京都千代田区神田錦町一丁目19番1号 神田橋パークビル6階、代表取締役社長 中岡 裕一)に調査を依頼いたしました。株式会社TMRからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表者兼唯一の出資者である雨坂氏は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、同社の役員は、雨坂氏1名であります。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるUCI社が、本新株式並びに本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本新株予約権の本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日(2026年10月2日)の終値である432円を参考に終値に90%を乗じた価格(1円未満の端数切り上げ)である1株389円といたしました。

本新株式の発行価額を389円に設定したのは、本新株式により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の業績動向等を考慮し、一方で、本新株式の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、一定程度のディスカウントの要望を受け入れつつ、本新株式の割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

当該発行価額は、直前1か月間(2026年9月3日から2026年10月2日まで)の終値単純平均値431円に対して9.74%のディスカウント、直前3か月間(2026年7月3日から2026年10月2日まで)の終値単純平均値442円に対して11.99%のディスカウント、直前6か月間(2026年4月3日から2026年10月2日まで)の終値単純平均値444円に対して12.39%のディスカウントとなります。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本第三者割当の必要性、本第三者割当を通じて一層の企業価値の向上を図るという目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、当社の監査役3名(うち社外監査役は3名)全員から、上記の当社判断のとおり、本新株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法であるとの意見をえています。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しました。この判断に基づいて、当社取締役会では、本第三者割当の目的、調達する資金の使途、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議しました。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の発行価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼いたしました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0.00%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利子率(1.938%)、株価変動性(15.47%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本契約に定められた諸条件のもと、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。そのうえで、当社は、本新株予約権の発行価額は、算定された公正価値と同額の173円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、割当予定先との間での協議を経て、当該発行に係る取締役会決議日の前日(2026年10月2日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値432円を基準価格として、基準価格に90%を乗じた金額の小数点以下を切り上げた389円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均431円に対する乖離率は△9.74%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均442円に対する乖離率は△11.99%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均444円に対する乖離率は△12.39%となっております。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、最近数か月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて払込金額及び行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、本新株予約権の当初行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、当社の業績や2期連続の営業損失の計上見通し等を考慮し、一方で本新株予約権の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、本新株予約権の割当予定先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、本新株予約権の割当予定先と協議したうえで総合的に判断いたしました。一方で、修正後行使価額については、当社取締役会の決議により、当社の株価の推移や資金調達状況を考慮のうえ、行使価額修正を決議した取締役会の前日終値の90%以上の任意の割合に設定することとしております。そのため、状況によっては、ディスカウントではなく、株価終値と同額もしくはプレミアムになることも想定しております。

なお、当社監査役3名(うち3名が社外監査役)からは、本新株予約権の発行要項の内容並びに上記のブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株予約権の発行について、監査役として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ブルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められており、発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、その妥当性が認められることから、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ブルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と同額を、本新株予約権の発行価額としたこと。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の割当による発行株式数は1,028,400株、本新株予約権の行使による発行株式数は1,542,600株であり、本資金調達による希薄化の合計は2026年10月5日現在の当社発行済株式総数11,300,000株に対し22.75%(2026年10月5日現在の当社議決権個数111,220個に対しては23.12%)であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、更なる企業価値の向上を実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

UCI社からは、保有目的について、中期保有を前提とした純投資目的であり、当社株価相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合があること、本新株式を売却する場合、可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を確認しております。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。さらに、当社は、本資金調達に伴い、2025年6月に発行し、マイルストーン社に割当てた第3回新株予約権の取得及び消却、並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還を行う予定であり、株式の希薄化抑制に一定の効果を見込んでおります。

なお、当社株式の過去2年間(2024年10月から2026年9月まで)の1日当たりの平均出来高は約11,300株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式がすべて割り当てられ、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される当社普通株式の数の合計数約2,571,000株を、本新株予約権の実質的な行使期間である2026年10月21日から2028年10月20日までの期間にわたり行使・売却するとした場合の1日当たりの数量は約5,100株となり、上記過去2年間の1日当たりの出来高の45.13%(小数点以下第3位を四捨五入。)となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2023年8月期3.51円、2024年8月期△26.89円、2025年8月期△50.21円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
株式会社エヌカルテット	千葉県柏市554- 3	4, 859, 000	43. 69%	4, 859, 000	35. 49%
ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC	アラブ首長国連邦 ドバイ 首 長国 アル・バルシャ1地区 ヘリテージ・ビルディング オフィス番号 601-58	—	—	2, 571, 000	18. 78%
長沢 一男	東京都港区	1, 846, 300	16. 60%	1, 846, 300	13. 48%
長沢 敦子	東京都港区	182, 600	1. 64%	182, 600	1. 33%
マイルストーンキャピタ ルマネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1 丁 目6－1 大手町ビル4 階	155, 000	1. 39%	155, 000	1. 13%
長沢 匡哲	東京都新宿区	86, 700	0. 78%	86, 700	0. 63%
株式会社千里眼	大阪府大阪市中央区西心斎 橋2 丁目1 0－3 2	82, 200	0. 74%	82, 200	0. 60%
長谷川 かほり	神奈川県横浜市	24, 900	0. 22%	24, 900	0. 18%
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1 丁 目9－7 大手町フィナンシ ャルシテイサウスタワー	22, 500	0. 20%	22, 500	0. 16%
長沢 和宙	東京都港区	19, 800	0. 18%	19, 800	0. 14%
酒井 康弘	神奈川県横浜市	16, 600	0. 15%	16, 600	0. 12%
計	—	7, 295, 600	65. 60%	9, 866, 600	72. 06%

- (注) 1. 2026年8月31日時点の株主名簿を基準としております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年8月31日現在の総議決権数に、UCI社に割当てた本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数2, 571, 000株に係る議決権25, 710個を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるUCI社にて保有されます。今後割当予定先であるUCI社による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
5. UCI社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、同社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権が行使された場合の所有株式数及び所有議決権数の割合を記載しております。ただし、同社の保有方針は純投資であり、長期保有は見込まれず、また、本新株式及び本新株予約権には、同社は、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第28期有価証券報告書及び半期報告書(第29期中)及び(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2026年10月5日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年10月5日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年11月21日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年11月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年11月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり、長沢一男氏、長沢匡哲氏、酒井康弘氏、長沢和宙氏、五十部紀英氏及び和田育子氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、五十部紀英氏及び和田育子氏は、社外取締役であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり、篠原尚之氏及び松川和人氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、篠原尚之氏及び松川和人氏は、社外監査役であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、伊藤光茂氏が選任されました。なお、伊藤光茂氏は、補欠の社外監査役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役6名選任の件					
長沢 一男	83,709	350	0	(注)	可決 98.47
長沢 匡哲	83,708	351	0		可決 98.47
酒井 康弘	83,726	333	0		可決 98.49
長沢 和宙	83,696	363	0		可決 98.45
五十部 紀英	83,704	355	0		可決 98.46
和田 育子	83,706	353	0		可決 98.47
第2号議案 監査役2名選任の件					
篠原 尚之	83,689	370	0	(注)	可決 98.45
松川 和人	83,697	362	0		可決 98.46
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
伊藤 光茂	83,714	345	0	(注)	可決 98.48

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2026年8月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年1月9日

(2) 当該事象の内容

当社は、2025年8月期決算において、本店の移転にかかる移転補償金43百万円を前受金として計上していましたが、2025年10月に移転が完了したことから、2026年8月期第1四半期決算作業において、当該移転補償金43百万円を特別利益として計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益及び個別損益に与える影響額

当該事象により、2026年8月期第1四半期決算において、連結決算及び単体決算に、移転補償金43百万円を特別利益として計上しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日	2025年11月21日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第29期中)	自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日	2026年 4 月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4－1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月21日

株式会社メディア工房
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下 川 高 史

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディア工房の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産36,008千円及び無形固定資産201,285千円、連結損益計算書において、減損損失114,732千円が計上されており、その全額が株式会社メディア工房（以下、会社という）において計上されている。 連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は資産のグルーピングについて、事業セグメントを基礎とし、管理会計上の区分に基づきグルーピングしている。また、本社の固定資産等は、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから共用資産とし、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングを行っている。特定の資産グループや共用資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定している。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上している。 将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎としているが、各事業別の売上高及び利益の予測等の重要な仮定が含まれている。そのため、当該見積りには将来の不確実性と経営者による主観的な判断が存在する。 以上から、当監査法人は、当該事項が特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の減損損失の認識の判定の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 固定資産の減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・ 取締役会議事録や将来キャッシュ・フローの見積り資料を閲覧し、将来キャッシュ・フローの見積りが取締役会で承認された事業計画を基礎としていることを確かめた。 ・ 事業別の売上高及び利益に関する経営者の予測の合理性を評価するために、経営者等に対して主要な事業別の業況や将来見通しについて質問するとともに、関連資料を閲覧した。 ・ 事業計画や将来キャッシュ・フローの見積りにおいて想定されている新たな事業戦略による各事業部の売上高及び利益の増加予測について、見積り方法やその根拠を経営者等に対して質問するとともに、関連する内部資料や外部情報を閲覧し、その合理性を確かめた。 ・ 過年度に策定された当連結会計年度の事業計画と実績の差異の要因を検討し、当該要因が将来キャッシュ・フローの見積りに当たって、適切に考慮されているかを検討した。 ・ 特定の資産グループについては、対応する事業別の将来キャッシュ・フローと比較し、共用資産については、全社の将来キャッシュ・フローと比較し、減損損失の認識の可否が判定されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディア工房の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メディア工房が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社メディア工房
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石 上 卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下 川 高 史

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディア工房の2024年9月1日から2025年8月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房の2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性
財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月13日

株式会社メディア工房

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 川 高 史
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディア工房の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。